

設 計 書

委託名称 松戸市立保育所一般廃棄物収集運搬業務委託(第1地区)

委託場所 松戸市立小金北保育所他3か所

委託価格 金 円

委託費計 金 円

委託期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

子ども部長	課長	技監補	指導監	補佐	係長	主査	担当	検算

内 訳 書

工種	名称	規格寸法	数量	単位	金額		摘要
					単価	小計	
	一般廃棄物収集運搬費(年額)						
	(小金北保育所他3か所)						
	収集運搬費(4施設)		1	式			第1表参照
	諸経費		1	式			
	計						
	委託価格						
	消費税及び地方消費税の額						
	本委託費計						

松戸市 子ども部 保育課

第1表

工種	名称	規格寸法	数量	単位	金額		摘要
					単価	小計	
	1ヶ月ごみ収集運搬費						
1	可燃ごみ収集運搬費(週3回)		13	日			第1代価表
2	プラスチックなどのごみ収集運搬費(月1回)		1	日			第1代価表
3	不燃ごみ収集運搬費(月1回)		1	日			第3代価表
4	資源ごみ収集運搬費(月3回)		3	日			第3代価表
	合計						
	1年間ごみ収集運搬費		12	月			

第1代価表

可燃ごみ、プラスチックなどのごみ収集業務委託価格計算書

工種	名称	規格寸法	数量	単位	金額		摘要
					単価	小計	
A	燃料費	軽油	46.4	リットル			建設機械等損料表 5.8*8h 建設物価
B	一般運転手			人			千葉県積算単価
C	普通作業員			人			千葉県積算単価
D	車両損料(4t/184馬力)		8.0	時間			第1車両損料計算書参照
E	タイヤ損料		8.0	時間			千葉県積算単価
F	合計(1日あたり)						
G	4保育所あたり(1回)						(F/8時間)*第2代価表B

第2代価表

[illegible]

第1車両損料計算書

[illegible]

第3代価表

不燃ごみ、資源ごみ収集業務委託価格計算書

工種	名称	規格寸法	数量	単位	金額		摘要
					単価	小計	
A	燃料費	軽油	30.4	リットル			建設機械等損料表 3.8*8h 建設物価
B	一般運転手			人			千葉県積算単価
C	普通作業員			人			千葉県積算単価
D	車両損料(2t/120馬力)		8.0	時間			第3車両損料計算書参照
E	タイヤ損料		8.0	時間			千葉県積算単価
F	合計(1日あたり)						
G	4保育所あたり(1回)						(F/8時間)*第4代価表B

第4代価表

[illegible]

第3車両損料計算書

[illegible]

仕様書

本仕様書は「松戸市立保育所一般廃棄物収集運搬業務委託（第1地区）」について適用するものである。なお、本仕様書は、基本的な事項を定めたものであり、特定の定めがない場合であっても、業務遂行上当然必要な事項については、受託者の負担でこれを実施するものとする。

1. 事業名称 松戸市立保育所一般廃棄物収集運搬業務委託（第1地区）
2. 事業場所 松戸市立小金北保育所他3か所
(別紙「第1地区 該当保育所一覧」 参照)
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務内容 松戸市立小金北保育所他3か所より排出される事業系一般廃棄物
(以下「廃棄物」という。)の収集及び処理施設等への運搬

5. 廃棄物の種類、収集日

番号	廃棄物の種類	収集日
①	可燃ごみ	月・水・金
②	プラスチックなどのごみ	月1回
③	不燃ごみ	月1回
④	資源ごみ（ビン類・缶類）	月2回
⑤	資源ごみ（紙類・布類）	月1回

※①について、月曜日が祝日の場合は翌日、水曜日及び金曜日が祝日の場合は前日に収集を行うものとする。

※上表①以外の収集日については、委託者と協議し別途定めるものとする。

6. 収集場所

松戸市立小金北保育所他3か所内の所定ごみ集積所

7. 廃棄物の搬入先、予定数量

番号	廃棄物の種類	搬入先	予定数量
①	可燃ごみ	和名ヶ谷クリーンセンター	別紙「第1地区 ごみ予定数量表」 参照
②	プラスチックなどのごみ		
③	不燃ごみ	松戸市リサイクルセンター	
④	資源ごみ（ビン類・缶類）	民間資源化施設	
⑤	資源ごみ（紙類・布類）		

- (1) 可燃ごみ、プラスチックなどのごみ、不燃ごみについては、市の指定する上記の処理施設へ搬入すること。
- (2) 資源ごみ（ビン類・缶類）の搬入先は一般廃棄物処理業（処分業）の許可を受けた市内の民間資源化施設とし、資源ごみ（紙類・布類）の搬入先は市内の紙問屋とする。また、搬入先及び処理手数料については、落札後契約締結までに市へ報告すること。

8. 搬入方法

- (1) 収集した廃棄物を処理施設等へ搬入する際には、各施設の指定する方法、車両により搬入を行うこと。また、各施設の指示に従うこと。
- (2) 処理施設等への搬入は、原則収集日と同日とする。

9. 報告

受託者は、各月の業務完了後、翌月10日までに次の書類の提出をもって報告を行うこと。

- (1) 一般廃棄物処分量検収簿兼報告書（様式1）
- (2) 計量伝票等、搬入重量が確認できるもの

※本業務の廃棄物以外を併せて回収した場合には、合計重量での計量伝票とする。

10. 一般事項

- (1) 収集予定数量については、市の都合により増減があっても、受託者は一切の異議を申し立てないものとする。
- (2) 収集日は原則として日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く日とする。ただし、年末年始と収集日が重なる場合は、市と協議するものとする。
- (3) 収集日については協議のうえ、変更する場合がある。

- (4) 収集にあたっては、集積所内の廃棄物を全て収集し、積み残しをしないこと。また、廃棄物の飛散防止に努めるとともに、積み残しが発覚した際には、速やかに対応すること。
- (5) 収集は、原則として午前 9 時から午後 4 時までの間に行うものとする。ただし、特別の事由により業務が終了しないときは、この限りではない。また、収集時間については各保育所と協議し、極力要望に応えられるよう努めること。
- (6) 受託者は、月毎に契約金額（収集運搬費）の 1/2 の額と、当月分の処理数量に一般廃棄物処理手数料を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）の支払い請求書をそれぞれ市に提出し、市はこれを審査し妥当な場合は、請求を受けた日から 25 日以内に支払うものとする。
- (7) 一般廃棄物処理手数料については、「9 報告」に基づき、実績に応じて支払うものとする。
- (8) 収集時にごみの計量を行い、「一般廃棄物処分量検収簿兼報告書（様式 1）」に処分量を記載して保育所職員の確認と検収印をもらうこと。
- (9) 受託者は、使用する車両に自動車損害賠償任意保険の対人賠償保険、対物賠償保険及び車両相当額の車両賠償保険に加入しなければならない。

1 1. その他

- (1) 受託者は、一般廃棄物処理業許可証の写しを提出すること。許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を委託者に申し出るとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。
- (2) 業務を実施するにあたり、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 業務において、前項の関係法令に違反した業務を行い、又は過失によって松戸市立保育所又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその責を負わなければならない。
- (4) 業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) この仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、この仕様書に定めが無い事項については、別途協議するものとする。

第 1 地区 該当保育所一覧

	保育所名	住所	電話
1	小金北保育所	中金杉3-192	047-344-4155
2	新松戸中央保育所	新松戸3-111	047-344-7221
3	新松戸南部保育所	新松戸南2-17	047-344-0010
4	新松戸北保育所	新松戸7-145-3	047-346-5161

第1地区 ごみ予定数量表

(単位:kg)

保育所名	可燃ごみ	プラスチックなどのごみ	不燃ごみ	資源ごみ	合計
小金北保育所	12,473	34	114	144	12,765
新松戸中央保育所	12,723	126	288	120	13,257
新松戸南部保育所	7,863	86	92	142	8,183
新松戸北保育所	8,601	40	70	66	8,777
合計	41,660	286	564	472	42,982

※注意

入札書に記載する金額は、収集運搬費等の金額です。

一般廃棄物処理手数料は、実績に応じた支払いですので、

入札書に記載する金額には含めないで下さい。

数量については、あくまで予定となりますので、大きく変動する場合がございます。

一般廃棄物処分量検収簿兼報告書（ 月分）

第

地区

保育所

日	曜日	可燃ごみ	プラスチックなどのごみ	不燃ごみ	資源ごみ (ビン類・缶類)	資源ごみ (紙類・布類)	検収印(保育所印)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							

※なお、集計した月の計は、小数点以下を切り捨てるものとする。

ただし集計した月の計が1kg未満については1kgとする。

合計欄